

石川労働局・石川県発表  
平成29年7月19日(水)

担 当	石川労働局職業安定部職業対策課	石川県商工労働部労働企画課
	課長 北南 介規 担当 今町 聡 電話 076-265-4428	課長 新谷 徹 課長補佐 中出 勤子 電話 076-225-1533

## 平成29年度石川県障害者雇用推進連絡会議の開催について

平成30年4月に障害者の法定雇用率が引き上げられることから、県内企業における障害者雇用の状況及び関係機関の取り組みを確認し、障害者雇用の意識の醸成・普及啓発に向けて関係機関のさらなる連携の強化を図るため、行政、支援機関、使用者団体が一堂に会する「石川県障害者雇用推進連絡会議」を開催する。

### 記

1. 日 時 平成29年7月20日(木) 13:30~15:00

2. 場 所 石川県庁行政庁舎11階 1105会議室

#### 3. 議 題

- (1) 障害者雇用の状況及び法定雇用率の引き上げについて
- (2) 行政及び支援機関の障害者雇用促進の取組等について
- (3) その他

#### 4. 出席者

##### 【行政機関】

石川県、石川労働局

##### 【支援機関】

(独)高齡・障害・求職者雇用支援機構 石川障害者職業センター

金沢障害者就業・生活支援センター

こまつ障害者就業・生活支援センター

さいこうえん障害者就業・生活支援センター

##### 【使用者団体】

一般社団法人石川県経営者協会

石川県商工会議所連合会

石川県商工会連合会

石川県中小企業団体中央会

【オブザーバー】 14団体

事業主のみなさまへ

## 平成30年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

### 留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

#### ▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

### 留意点

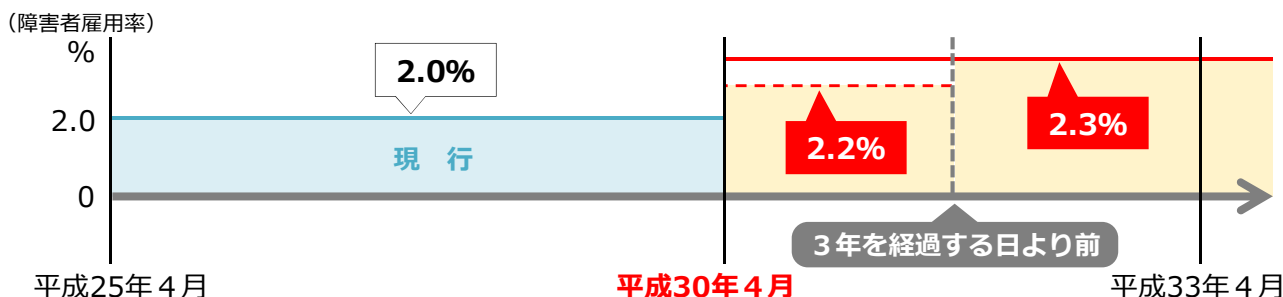
②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

#### ▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前<sup>※</sup>に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。（国等の機関も同様に0.1%引上げになります。）

<sup>※</sup> 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

<sup>※</sup> 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

LL290630雇障01

## Q & A

### Q1. 障害者雇用納付金の取り扱いはどうなるのでしょうか？

A1. 新しい法定雇用率で算定していただくこととなります。平成31年4月1日から同年5月15日までの間に申告していただく分（申告対象期間が、平成30年4月から平成31年3月までの分）適用されますので、申告の際はご注意ください。

### Q2. 障害者を雇用する場合に活用できる支援制度はありますか？

A2. 障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。サポートを実施している機関は様々ありますので、まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

### Q3. 障害者はどのような仕事に向いているのでしょうか？

A3. 「障害者に向いている仕事」「障害者に向いていない仕事」というものではありません。一人ひとりの障害状況やスキルの習得状況、本人の希望・意欲に応じて、事務、販売、製造からシステムエンジニアなどの専門職まで、様々な職種で雇用されています。

(参考)障害者雇用事例リファレンスサービス <http://www.ref.jeed.or.jp/>

## 開講のお知らせ

# 平成29年秋

# 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

# が始まります！

## 養成講座の概要

- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。

※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。

※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。



事業所への  
出前講座もあります

**ハローワークから講師が事業所に出向きます。**

また、**精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。**

詳しくは、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。  
また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク